

## 各務原市公共工事苦情処理手続要領

(平成18年2月8日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、各務原市（以下「市」という。）が発注する建設工事について、入札及び契約の過程及び内容の透明性並びに公正な競争を確保するため、これらに関する苦情を適切に処理する方策を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる工事は、次のとおりとする。ただし、市の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円以下のものは、除外するものとする。

- (1) 一般競争入札方式による工事
- (2) 指名競争入札方式による工事
- (3) 随意契約による工事

(苦情申立て)

第3条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次に掲げる入札の方法に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般競争入札 当該入札の競争参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該参加資格を認められなかった理由の説明を求めることができる。
- (2) 指名競争入札 競争入札参加者名簿において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して非指名理由の説明を求めることができる。
- (3) 随意契約方式 当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第4条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる苦情に応じ、当該各号の期間において、

入札及び契約の過程に関する苦情申立書（様式第1号）により市長に対して行うことができるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情にあつては、入札参加資格不適格通知をした日の翌日から起算して7日（各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内
- (2) 前条第2号に掲げる苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内
- (3) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内  
（苦情申立てへの回答）

第5条 市長は、苦情申立てがあつた場合は、前条に規定する苦情申立てができる期間満了日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、苦情申立に対する回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。この場合市長は、苦情申立に対する回答期間延長について（様式第3号）により苦情申立てをした者（以下「苦情申立者」という。）に対し回答期間を延長する理由を明らかにして通知するものとする。

（苦情申立ての却下）

第6条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立却下通知書（様式第4号）によりその申立てを却下することができるものとする。

（苦情申立てについての教示）

第7条 市長は、苦情申立てができる旨の教示を次に掲げる入札の方式に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 一般競争入札方式にあつては、第3条第1号に掲げる苦情申立てができる旨を入札概要書等に記載する。
- (2) 指名競争入札方式にあつては、第3条第2号に掲げる苦情申立てができる旨の掲示等
- (3) 随意契約方式にあつては、第3条第3号に掲げる苦情申立てができる旨の掲示等

(苦情処理手続の明示)

第8条 第3条、第4条及び第5条の手続は、次の方法により明示するものとする。

(1) 第3条第1号に係る手続については、入札概要書等に記載する。

(2) 第3条第2号及び第3号に係る手続については、市において掲示する。

(苦情処理結果の公表)

第9条 市長は、苦情申立者に回答を行ったときは、苦情申立者の提出した書面及び回答書を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第10条 回答書を受けた苦情申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、再苦情申立書(様式第5号)により市長に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。

2 再苦情の申立てがあった場合は、市長は、速やかに、各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)により設置された各務原市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第11条 市長は、再苦情の申立てをした者(以下「再苦情申立者」という。)に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、再苦情申立に対する回答書(様式第6号)(以下「再苦情回答書」という。)によりその結果を回答するものとする。この場合、申立てが認められなかったときは理由を、申立てが認められたときは市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第12条 市長は、再苦情申立者が申立要件に該当する者でないこと、申立期間が経過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないことその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立却下通知書(様式第4号)によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第13条 市長は、苦情の処理を行う場合に、再苦情申立てができる旨を回答書に記載する方法により相手方に対して教示しなければならない。

(再苦情処理手続に係る明示)

第14条 第10条第1項、第11条及び第12条に係る手続については、回答書中に記載して明示するほか、掲示により明示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第15条 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日(休日を除く。)以内に市長に報告を行うものとする。このため会議の日程も斟酌した上で、迅速な審議が行われるよう留意する。

2 委員会の審議は、再苦情申立者及び市長からの書面の提出、必要に応じて双方の意見陳述その他委員会が必要と認める方法により行うものとする。

3 市長は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立者の提出した書面及び再苦情回答書を速やかに公表するものとする。

(入札手続の執行)

第16条 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではないことに留意する。

附 則

1 この要領は、決裁の日から施行する。

2 第2条については、当分の間、予定価格が1,000万円未満のものを対象工事から除外するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。